

国民健康保険と後期高齢者医療制度に関するお知らせ

マイナンバーカードと健康保険証の一体化および現行の健康保険証の取り扱い

マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針が政府から示され、医療機関や薬局などにかかる際は、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行することが決まりました。そのため、令和6年12月2日をもって、現行の健康保険証（国民健康保険被保険者証および後期高齢者医療被保険者証）の新規発行・再発行を終了します。

**令和6年8月1日～12月1日に
発行された保険証は、記載の有効期限まで使用できます！**

◎マイナ保険証をお持ちの人

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証または現行の保険証（保険証に記載の有効期限まで）をご利用ください。また、令和6年12月2日～令和7年7月31日の間に、新規加入や有効期限が到来するなど資格に異動があった場合は、「資格情報のお知らせ（※1）」を交付します。



←「資格情報のお知らせ」様式例（A4）

（※1）資格情報のお知らせ…マイナ保険証をお持ちの人に交付します。マイナ保険証を使えないときは、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を一緒に医療機関などで提示してください。

◎マイナ保険証をお持ちでない人

令和6年12月2日以降も、現行の保険証（保険証に記載の有効期限まで）をご利用ください。また、令和6年12月2日～令和7年7月31日の間に、新規加入や有効期限が到来するなど資格に異動があった場合は、「資格確認書（※2）」を交付します。



←「資格確認書」様式例（カード型またはハガキ型）

（※2）資格確認書…現行の保険証の代わりに交付します。「資格確認書」を医療機関などで提示してください。

【令和6年8月1日から使用できる保険証等】

	令和6年8月1日～12月1日	令和6年12月2日～令和7年7月31日	令和7年8月1日～
マイナ保険証をお持ちの人	マイナ保険証  または 現行の保険証	マイナ保険証 （資格情報のお知らせ） または 現行の保険証	マイナ保険証 （資格情報のお知らせ）
マイナ保険証をお持ちでない人	現行の保険証   （国保） （後期）	現行の保険証 または 資格確認書	資格確認書

（注）令和7年8月1日から使用できる「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」は、一斉交付（予定）します。

マイナンバーカードを国民健康保険および後期高齢者医療被保険者証として利用する場合のメリット

ポイント

1

正確なデータに基づくより良い医療が受けられます！

ポイント

2

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます！

ポイント

3

マイナポータルを活用することで自身の健康管理に役立ちます！



（デジタル庁HP）

※マイナンバーカードの健康保険証利用について詳しくは、デジタル庁ホームページでご確認ください。

（URL）<http://www.digital.go.jp/policies/mynumber/faq-insurance-card/>

国民健康保険および

後期高齢者医療制度の対象者は

無料

で健康診査を受診できます

生活習慣病は、自覚症状がなく進行することがほとんどです。自身のため、また、家族のためにも、毎年忘れずに健康診査を受けましょう。仕事などで忙しい人も、現在通院中の人も、ぜひこの機会に受診してください。寒い時期は感染症などが流行しますので、早めに受診しましょう。

国民健康保険(40歳から74歳までの被保険者) ～特定健康診査～

対象者	亀山市国民健康保険の被保険者で、40歳以上75歳未満の人かつ、受診時に、亀山市国民健康保険に加入している人(昭和24年9月1日～昭和60年3月31日生まれの人)
受診券発送時期	対象者には6月下旬に送付しています。
健診実施期間	7月1日(月)～11月30日(土) (市内の医療機関は、令和7年1月31日(金)まで受診可能)
健診内容	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、尿検査、心電図、血液検査など
自己負担額	無料(2回目以降の受診については全額自己負担)



対象者には、
6月下旬に
受診券を
発送しました。

後期高齢者医療制度(75歳からの被保険者) ～後期高齢者健康診査～

対象者	令和6年8月31日までに三重県後期高齢者医療制度に加入しており、受診日時点においても、当制度の被保険者の人 ※昭和24年9月1日～昭和25年3月31日生まれの方は、ご加入の医療保険者にご確認ください。
受診券発送時期	4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬 5月～7月中に被保険者になる人 ⇒ 8月中旬 8月中に被保険者になる人 ⇒ 9月中旬 受診券は三重県後期高齢者医療広域連合から順次送付しています。
健診実施期間	7月1日(月)～11月30日(土) (市内の医療機関は、令和7年1月31日(金)まで受診可能)
健診内容	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、尿検査、心電図、血液検査など
自己負担額	無料(2回目以降の受診については全額自己負担)



対象者には、
受診券を
発送します。

※健康診査の詳しい内容や実施医療機関などは、
受診券に同封の案内または健康づくりのてびきをご覧ください。
健康づくりのてびきは、市ホームページからご覧いただけます。
URL <https://www.city.kameyama.mie.jp/docs/2018050100029/>



問合先

〈国民健康保険に関すること〉
市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

〈後期高齢者医療制度に関すること〉
市民課医療年金グループ(☎84-5005)
三重県後期高齢者医療広域連合(☎059-221-6883)

国民健康保険制度に関する令和6年度の変更点

問合先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)

国民健康保険では、毎年8月1日に国民健康保険被保険者証が更新されます。また、地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび国民健康保険税の軽減判定基準の見直しが行われましたので、変更点などをお知らせします。

国民健康保険被保険者証が8月1日で更新されます

令和6年8月1日から、国民健康保険被保険者証がうすい紺色から黄土色に変わります。8月以降、医療機関を受診する際は、新しい被保険者証(黄土色)を医療機関窓口へ提示してください。



これまで使用していた被保険者証(うすい紺色)は、本庁(国民健康保険グループ⑧番窓口)または関支所(地域サービス室)へ返却いただくか、自身で処分してください。

また、就職するなど、国民健康保険以外の保険に加入された場合は、国民健康保険脱退の届け出が必要となりますので、本庁、関支所、加太出張所で手続きを行ってください。

国民健康保険税課税限度額の見直し【課税限度額】

税制改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられます。

限度額を超えた分は減額されます。

区 分	令和5年度(改正前)	令和6年度(改正後)
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護納付金分	17万円	17万円
課税限度額合計	102万円	104万円

軽減判定所得基準の見直し

低所得世帯に対する保険税の軽減を図るため、世帯主や被保険者の所得の合計が一定以下の場合に、保険税の均等割額・平等割額の軽減(7割・5割・2割)を行っています。令和6年度から税制改正により、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため軽減判定所得基準を見直します。

【軽減判定所得基準表】

軽減割合	令和5年度(改正前)	令和6年度(改正後)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下の世帯	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯 ※改正による変更なし
5割	43万円+29万円×被保険者および特定同一世帯所属者(※2)の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+29万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割	43万円+53万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者の数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※1 給与所得者等とは、被保険者および特定同一世帯所属者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人です。

※2 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより資格喪失した人であって、継続して同一世帯に属する人をいいます。

産前産後期間に係る所得割および均等割の軽減

令和6年1月1日から亀山市国民健康保険に加入している被保険者(令和5年11月1日以降に出産予定または出産した人)は、届け出により、産前産後期間に係る所得割額および均等割額が軽減されます。申請方法については、市民課国民健康保険グループへお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。



(市ホームページ)

後期高齢者医療制度の改正に伴う保険料の見直し

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

令和6年4月から後期高齢者医療制度の保険料について制度改正が行われ、令和6・7年度の保険料に反映されています。その概要をお知らせします。

… 令和6・7年度保険料額について ……………

後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が現役世代の負担する支援金でまかなわれています。少子高齢化が進む中、後期高齢者の医療費は今後さらに増えていくと見込まれています。このため、すべての国民が、年齢に関わりなく、その負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことが重要になります。なお、後期高齢者医療制度の保険料は、県内均一で2年ごとに見直されます。

《改正のポイント》

①「後期高齢者の保険料」と「現役世代の支援金」の伸び率が同じになるよう見直し

制度導入時と比べ、後期高齢者の保険料は1.2倍、現役世代の支援金は1.7倍に増えており、現役世代の負担がより重くなっていることから、現役世代の負担上昇を抑え、持続可能な仕組みにすることを目的としています。

②出産育児一時金の費用の一部を後期高齢者が支援する仕組みの導入

出産育児一時金に必要な費用の一部を後期高齢者の保険料から支援することで、少子化に歯止めをかけ、子育てを全世代で支援することを目的としています。

三重県後期高齢者医療保険料額(年間)

均等割額	+	所得割額	=	後期高齢者医療保険料 (上限80万円)※3
被保険者1人あたり 48,903円		基準所得※1 × 所得割率 9.82%※2		
※1 令和5年中の総所得金額等から基礎控除額43万円を控除した額 ※2 基準所得金額が58万円以下の場合は9.07% ※3 生年月日が昭和24年3月31日以前の被保険者または令和6年度中に障害認定を受けた被保険者は73万円				
保険料の軽減(均等割額の軽減)				
所得の少ない人は、右表のとおり均等割額が軽減されます。				
※65歳以上の人の公的年金に係る所得は、その所得から15万円を控除して判定				
軽減割合		軽減後の均等割額		
7割		14,670円		
5割		24,451円		
2割		39,122円		

… 保険料の納付方法 ……………

納付方法は、原則として、特別徴収(年金からの天引き)ですが、資格取得後、一定期間は特別徴収になりません。その間は普通徴収(納付書納付または口座振替)での納付になります。

また、これまで利用していた国民健康保険税または被用者保険料の納付方法(口座振替や年金天引き)は継続されません。

国民健康保険税を口座振替で納付していた場合でも、あらためて金融機関での手続きが必要です。

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、被保険者になった月の翌々月の中旬(ただし、誕生月が4月の場合は7月)に発送しますので、詳しくは通知書をご覧ください。

… 後期高齢者医療制度の概要 ……………

75歳の誕生日を迎えた人は、これまで加入していた国民健康保険または被用者保険(企業などの健康保険)から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者になります。ただし、一定の障がいがあり、すでに認定され後期高齢者医療制度に加入している人は変更ありません。

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は、1人に1枚交付され、75歳の誕生月の前月に、三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で発送されます。また、特定疾病療養受療証および限度額適用認定証等は、後期高齢者医療制度への加入によりあらためて申請する必要があります。

※被用者保険に加入していた被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入すると、被扶養者も同時に資格を喪失するため、扶養されていた人の新たな健康保険の加入手続きをする必要があります。



(市ホームページ) (広域ホームページ)

